

第2回八代地域医療構想調整会議

次 第

日 時：平成29年11月15日（水）
19：00～20：30

場 所：県南広域本部 5階大会議室

I 開 会

II 議 事

- 1 「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化の協議の
進め方について 【資料1】 【資料1別紙1～3】
- 2 地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る平成29年度内示
及び平成30年度新規提案事業について 【資料2】

III その他

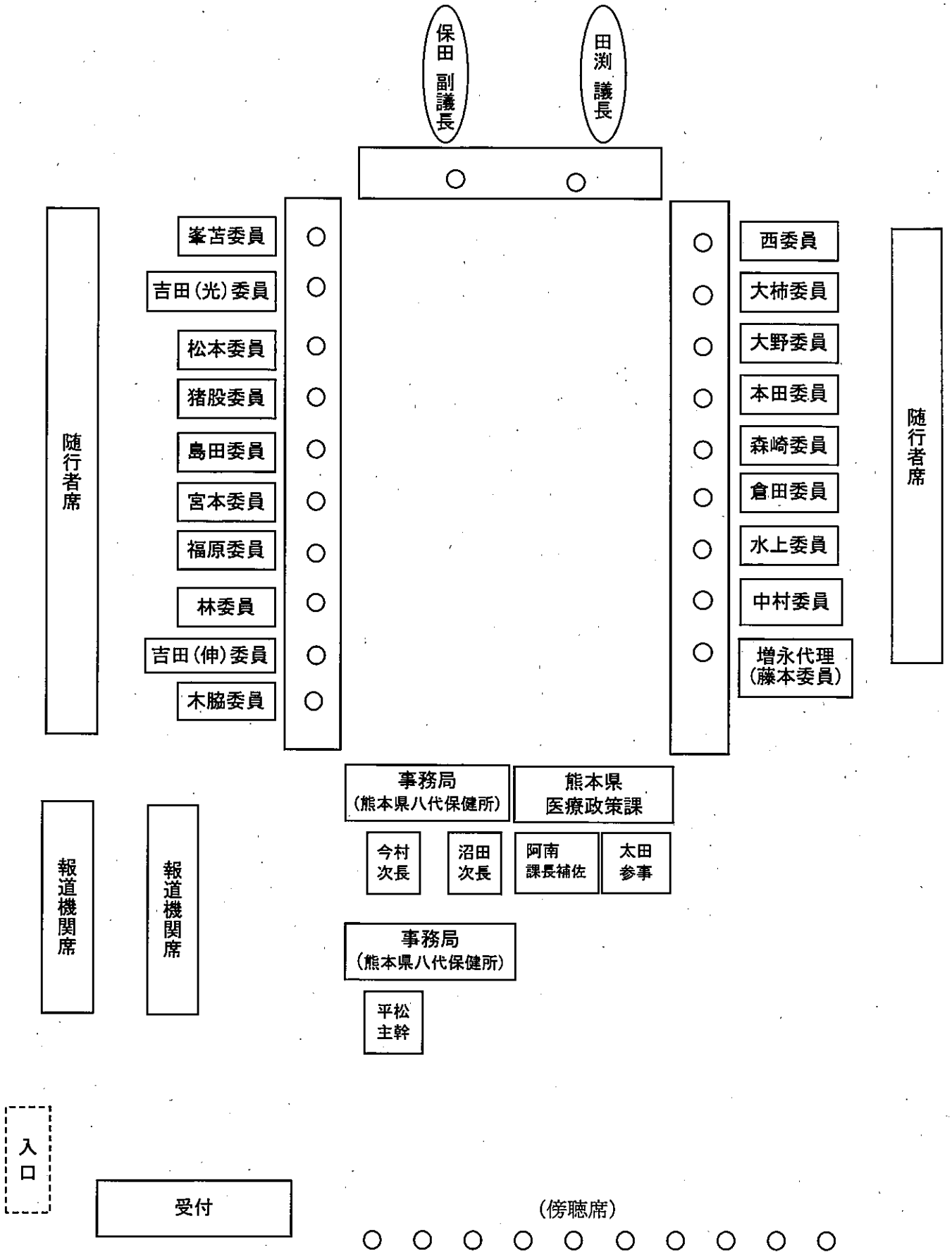
八代市立病院の方向性について

IV 閉 会

<参考資料>

- ①平成29年度病床機能報告における改正点
- ②平成28年度病床機能報告結果（最終版）

第2回八代地域医療構想調整会議 配席図



八代地域医療構想調整会議・委員名簿

(50音順 敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	猪股 裕紀洋	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院病院長	○	
2	大柿 悟	診療所代表 (ひらきクリニック副院長)	○	
3	大野 訓正	慢性期を担う医療機関代表 (八代市医師会立病院病院長)	○	
4	木脇 弘二	熊本県八代保健所長	○	
5	倉田 美香	公益社団法人熊本県看護協会八代支部支部長	○	
6	島田 信也	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院病院長	○	
7	田淵 勝典	一般社団法人八代市医師会会長	○	
8	中村 博生	八代市長	○	
9	西 文明	在宅医療を担う医療機関代表 (西医院院長)	○	
10	林 邦雄	一般社団法人熊本県老人保健施設協会八代地域代表 (医療法人社団優林会理事長)	○	
11	福原 慶寿	一般社団法人八代薬剤師会会長	○	
12	藤本 一臣	氷川町長	代理	増永 光幸 氷川町健康福祉課長
13	本田 荘介	病院代表 (平成病院院長)	○	
14	松本 展武	慢性期機能を担う医療機関代表 (松本医院院長)	○	
15	水上 正太	一般社団法人八代歯科医師会会長	○	
16	峯苔 貴明	回復期機能を担う医療機関代表 (峯苔医院院長)	○	
17	宮本 憲司朗	公益社団法人熊本県精神科協会八代地域代表 (八代更生病院病院長)	○	
18	森崎 哲朗	国民健康保険八代市立病院病院長	○	
19	保田 周一	一般社団法人八代郡医師会会長	○	
20	山本 啓宏	熊本県老人福祉施設協議会八代地域代表 (特別養護老人ホームま心苑施設長)	欠席	
21	吉田 伸一	熊本県保険者協議会代表 (全国健康保険協会熊本支部企画総務部長)	○	
22	吉田 光宏	急性期機能を担う医療機関代表 (八代北部地域医療センター病院長)	○	

八代地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、八代構想区域（以下「構想区域」という。）に八代地域医療構想調整会議（以下「八代地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 八代地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 八代地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 八代地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、八代地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 八代地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 八代地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、八代地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 八代地域調整会議の庶務は、熊本県八代保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、八代地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。